

令和5年度トラック運送事業者支援事業支援金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、物流の2024年問題への対応に向けて、効率化等に取り組む県内のトラック運送事業者を支援することを目的として実施する令和5年度トラック運送事業者支援事業支援金（以下「支援金」という。）の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(事務の取扱い)

第2条 高知県（以下「県」という。）から、令和5年度トラック運送事業者支援事業委託業務の業務を受けた一般社団法人高知県トラック協会（以下「協会」という。）が事務の取扱いを行う。

(交付の対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者は、県内の事業者（以下、「事業者」という。）のうち、以下の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 県内に本社又は支店・営業所等を有する中小企業（中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項)を営む者
- (2) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業を継続的に営業しており、今後も事業を継続する意思を有する者
- (3) 令和5年4月以降に、別紙1に定める取組メニュー①～⑫のうち、2つ以上（従前から取り組んでいるものについては、取組内容の拡充をすること）に取り組む者
- (4) 県税の滞納がない者

2 前項の規定にかかわらず、別紙2に掲げる要件に該当する事業者その他支援金を交付することが適当でないと知事が認める事業者は、交付の対象としない。

(対象車両及び金額)

第4条 支援金の交付対象となる車両は、申請時点で以下の全てに該当する車両とする。

- (1) 高知運輸支局から交付された自動車登録番号標（ナンバープレート（高知ナンバーに限る））を表示した事業用の車（被けん引車、軽自動車、霊柩限定車、二・三輪車は対象外）
- (2) 申請時点で、高知運輸支局に登録されており、自動車検査証に記載されている有効期限満了日が申請日以降となっている車両
- (3) 交付対象事業者が所有（リース可）又は使用している自動車であり、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄が交付申請事業者と一致する車両

- 2 交付する支援金は、前項の対象車両に対し、1台あたり、普通自動車4万7000円、小型自動車1万2000円とする。

(支援金の交付申請)

第5条 事業者は、支援金の交付申請書類一式を3部(正1部、副2部)、令和5年10月31日までに協会に対して持参または郵送により申請しなければならない。なお、郵送による場合は、当日消印有効とする。

- 2 前項に定める支援金の交付申請書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) トラック運送事業者支援事業支援金 交付申請書兼請求書(様式1号)
 - (2) 振込先口座及び該当名義人が分かる通帳等の写し
 - (3) 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業に係る許可証の写し
※協会の会員は添付を省略可能
※上記の書類を紛失している場合、高知運輸支局の発行する証明願でも可能とする
 - (4) 申請車両全ての自動車検査証記録事項(自動車検査証)の写し
 - (5) 県税の納税証明書
 - (6) 支援対象車両一覧表兼集計表(様式2号)
※車両種別、車両ナンバーがわかる既存の一覧がある場合には、それに代えることができる
 - (7) トラック運送事業者支援事業取組計画書(様式3号)

(支援金の交付等)

第6条 協会は、前条第2項の内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、予算の範囲内で、交付決定(様式1号)を行ったのち、交付決定日から1か月以内に事業者が指定した振込口座先に支援金を交付するものとする。

- 2 支援金の交付を受けた事業者は、交付申請の際に提出した取組計画について、交付決定から1か月後に様式4号により、令和6年1月31日までを期限に様式第5号により、取組結果を報告しなければならない。なお、1か月後の報告時に取組が完了している場合、様式5号による最終報告のみ行うことができる。

(交付決定の取消し)

第7条 協会は、前条の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要項の規定に違反したとき。
- (2) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (4) その他協会又は県が交付決定の取消しが適当と判断するに至ったとき。

(支援金の返還)

第8条 協会は、前条の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 協会は、やむを得ない事情があると認めるときは、県と協議のうえ前項の期限を延長することができる。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、支援金の交付に関する必要な事項は県と協議して協会が別に定める。

2 協会及び事業者は、支援金の交付等に関して県から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

3 第7条及び第8条の規定は、支援金の交付が完了した後においても適用する。

附則

この要項は令和5年9月5日から施行する。

別紙1（取組メニュー）

- 1 トラックドライバーの労働時間の削減等（物流の効率化）
 - ①鉄道や船舶へのモーダルシフトの利用
 - ②共同配送や中継輸送の実施
 - ③荷役作業の効率化機器の導入（テールゲートリフター、トラック搭載型クレーン、トラック搭載用2段積みデッキ等）
 - ④荷主企業や荷受企業との連携による物流の効率化の取組の実施（ドライバーの荷待ち時間や付帯作業の軽減等）
 - ⑤省燃費化設備等の導入（ハイブリッドトラック、エコタイヤ等）
 - ⑥輸送の効率化に資するシステムの導入（車両動態管理システム、車両管理システム等）

- 2 運賃収入の増加、商慣習の見直しによる経営改善等（取引実態の是正）
 - ⑦標準的な運賃（告示運賃）を活用した荷主企業との価格交渉
 - ⑧作業条件等の書面化、取引条件見直しの荷主企業への働きかけ

- 3 トラックドライバーの確保等
 - ⑨労働条件の改善（ドライバーの賃金水準の向上、年次有給休暇の取得促進等）
 - ⑩運転者職場環境良好度認証制度の認証（新規取得）
 - ⑪貨物自動車運送事業安全性評価事業の安全性優良事業所の認証（新規取得）
 - ⑫女性など多様な人材を確保するための労働環境の整備、インターンシップの受け入れ、BCP（簡易版含む）策定

別紙2

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を遂行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的な又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。